

## 山口市こどもエコクラブ事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子ども達の将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、こどもエコクラブが実施する事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こどもエコクラブ 財団法人日本環境協会が定めるこどもエコクラブ事業の実施要綱に基づき、原則として環境学習及び環境保全活動を行う意思を有する1人以上の子ども及び成人で構成され、地域において自ら当該活動等を行う団体で、山口市事務局に登録されているものをいう。
- (2) 環境学習及び環境保全活動 環境に対する理解を深めるための学習及び研究活動並びに緑化活動及びリサイクル活動等の実践活動等をいう。
- (3) 子ども 満3歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。
- (4) 成人 満20歳以上の者をいう。
- (5) 山口市事務局 山口市が設置しているこどもエコクラブ事務局をいう。

### (補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となるこどもエコクラブ(以下「補助対象団体」という。)は、新規に登録される団体に限る。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象団体が主体的に行う環境学習及び環境保全活動とする。

### (補助率及び限度額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に必要な経費(補助金以外の収入があるときはその額を控除した額)の2分の1以内とし、かつ、1団体当たり年間1万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助期間)

第6条 補助対象団体に対する補助は、新規に登録された日の属する年度から3年間に限る。

### (交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体(以下「補助申請団体」という。)は、山口市こどもエコクラブ事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、補助金の申請は、年1回限りとする。

- (1) 事業計画書 (様式第2号の1)
- (2) 収支予算書 (様式第2号の2)
- (3) 構成員の名簿 (様式第2号の3)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、山口市こどもエコクラブ事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助申請団体に通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助申請団体(以下「補助交付団体」という。)は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめこどもエコクラブ事業変更承認申請書(様式第4号)により、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 収支予算書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の内容の変更を承認したときは、こどもエコクラブ事業変更承認決定通知書(様式第5号)により、当該申請を行った補助交付団体に通知するものとする。

3 補助交付団体は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめこどもエコクラブ事業中止(廃止)届(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第10条 補助交付団体は、補助対象事業を完了したときは、当該事業を完了した日から起算して30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、こどもエコクラブ事業実績報告書(様式第7号)により次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書 (様式第8号の1)
- (2) 収支決算書 (様式第8号の2)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、山口市こどもエコクラブ事業補助金確定通知書(様式第9号)により、当該報告を行った補助交付団体に通知するものとする。

2 市長は、補助対象事業の完了を理由とする前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告の内容が第8条第1項の規定により交付を決定し、又は第9条第2項の規定により変更の承認をした補助対象事業の内容に明らかに適合しないと認めるときは、前項の規定による確定を行う前に、当該報告を行った補助交付団体に対し、補正を求めることができる。

(補助金の請求)

第12条 前条第1項の規定による通知を受けた補助交付団体は、補助金の交付を受けようとするときは、山口市こどもエコクラブ事業補助金交付請求書(様式第10号)により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合には、速やかに補助交付団体に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 第9条第3項に規定による届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、山口市こどもエコクラブ事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、当該取消しに係る補助交付団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、山口市こどもエコクラブ事業補助金返還命令書(様式第12号)により、当該取消しに係る補助交付団体に対し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助対象事業に係る補助金の交付に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。